

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 5 年度）

住 所 横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター未設置駅	・ 神奈川新町駅は、駅舎改修計画と併せてエレベーター設置計画を進める (2028年度までに整備予定)	計画通り実施済み
大規模な改良を実施する駅	・ 品川駅・北品川駅・大師橋駅・小島新田駅は、バリアフリー法に準拠した施設計画により整備を進める。 (大師橋駅、小島新田駅：2023年度までに整備予定) (品川駅、北品川駅：2029年度までに整備予定)	計画通り実施し、大師橋駅は整備を完了、小島新田駅は新駅舎の使用を開始した。
ホームドア整備駅	・ 青物横丁駅・梅屋敷駅・六郷土手駅・八丁畷駅・生麦駅・弘明寺駅・杉田駅・金沢文庫駅・金沢八景駅の 9 駅についてホームドア整備を実施する。 (2023年度～2024年度末までに整備予定)	梅屋敷駅、金沢文庫駅にホームドアを整備した。 青物横丁駅、六郷土手駅、八丁畷駅、生麦駅、弘明寺駅、杉田駅、金沢八景駅について、ホームドア整備を推進した。
ホームと車両との隙間を改修する駅	・ 梅屋敷駅・金沢文庫駅の一部ホームと車両との隙間について、くし状ゴムの設置工事を実施する。 (2023年度整備予定)	今後の設置計画を深度化するため、実施を見合わせた。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員によるお客さまサポート	・ 移動制約者のサポート教習を全駅係員が行っており、渡り板を使って乗降に必要なサポートを提供する。 ・ 声かけ・サポート運動を継続し、係員から積極的に声かけすることで、誰でも利用しやすいサービスの提供を図る。	計画通り実施済み
運行情報等の提供	・ 駅構内に設置している運行情報提供設備やホームページ、SNSやアプリケーション等を活用し、迅速で正確な鉄道情報を提供する。	計画通り実施済み

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による旅客支援	・鉄道をご利用になるお客さまが、安全かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、高齢者・障がい者等に対して、積極的な声かけ・サポートを実施する。	計画通り実施済み

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅での案内サイン	・ホームドアの設置と合わせ、号車・ドア位置を明記した、乗車位置点字表示板を設置する。	計画通り実施済み

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー法に関する教育の実施	・乗務員および駅係員に対して、公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン等の教育を実施する。 ・施設の設計を行う職員に対して、バリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。	計画通り実施済み
障がい者の接遇に関する民間資格取得の実施	・乗務員および駅係員は、サービス介助士取得研修および普通救命講習の受講を必修とする。	計画通り実施済み
視覚障がい者の対応研修の実施	・視覚障がい者の方を講師としてお招きし、ご案内する際の注意事項等に関する研修等を実施する。	計画通り実施済み
接遇教習の実施	・手話教習を全駅係員に実施する。 ・移動制約者のサポート教習を全駅係員に実施する。	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する 広報活動及び啓 発活動	- 国土交通省が実施するバリアフリー施設等の適正利用推進に係る広報啓発キャンペーンに積極的に協力する。 - 優先席の適正利用について、車内放送等による啓発活動を実施する。	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

- 各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席，関係者からのご要望等を施設や車両，接遇対応等の担当部署（以下，社内）に情報共有し，改善を図った。
- 京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約，社内に情報共有し，改善を図った。
- バリアフリーに関する事項は関係する部署が多いことから，鉄道本部鉄道統括部が社内のとりまとめ，対外的な調整を行った。
- ホームドア設置を計画的に推進するため，社内に部門横断の調整会議を設け，検討を進めた。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて掲載

(4) その他

住 所 横浜市西区高島1丁目2番8号
事 業 者 名 京浜急行電鉄株式会社
代 表 者 名 取締役社長 川俣 幸宏

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

鉄道事業者名	鉄 道 駅 名	路 線 名	所在都道府 県市町村	一日当たり の利用者数	有 人 駅 の 別	公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 に 有 効 な 有 無	段 差 へ の 対 応	プ ラ ツ ト の 数	段 差 が 解 消 さ れ て い る プ ラ ツ ト の 数	エ レ ベ ー の 設 置 数	エ ス カ レ ー の 設 置 数	そ の 他 の 設 置 数	傾 斜 道 の 数	提 導 用 の 設 置 有 無	提 導 用 の 設 置 有 無	家 内 の 設 置 有 無	障 害 者 に 対 応 の 設 置 有 無	障 害 者 に 対 応 の 設 置 有 無	障 害 者 に 対 応 の 設 置 有 無	障 害 者 に 対 応 の 設 置 有 無	車 両 の 円 滑 な 乗 降 が 可 能 な プ ラ ツ ト の 数	眩 落 防 止 の た め の 設 置 有 無
京浜急行電鉄㈱	品川	駅 本 線	東京都 港区 高輪	233,916 人			○	2	2	3 (3) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	北品川	駅 本 線	東京都 品川区 北品川	8,531 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	新馬場	駅 本 線	東京都 品川区 北品川	14,577 人			○	2	2	3 (3) 基	6 (3) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	青物横丁	駅 本 線	東京都 品川区 南品川	34,242 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	鮫洲	駅 本 線	東京都 品川区 東大井	9,468 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	1		
京浜急行電鉄㈱	立会川	駅 本 線	東京都 品川区 東大井	16,820 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	大森海岸	駅 本 線	東京都 品川区 南大井	12,949 人			○	2	2	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	平和島	駅 本 線	東京都 大田区 大森北	42,038 人			○	2	2	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	大森町	駅 本 線	東京都 大田区 大森西	20,738 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	梅屋敷	駅 本 線	東京都 大田区 蒲田	15,634 人		○	○	2	2	2 (2) 基	6 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	京急蒲田	駅 本線、空港	東京都 大田区 蒲田	59,288 人		○	○	2	2	2 (2) 基	14 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	雫色	駅 本 線	東京都 大田区 仲六郷	29,756 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	六郷土手	駅 本 線	東京都 大田区 仲六郷	15,740 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	京急川崎	駅 本線、大師	神奈川県 川崎市 川崎区	119,655 人			○	4	4	2 (2) 基	6 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	4	○	
京浜急行電鉄㈱	△ 八丁堀	駅 本 線	神奈川県 川崎市 川崎区	15,874 人			○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	鶴見市場	駅 本 線	神奈川県 横浜市 鶴見区	19,445 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	京急鶴見	駅 本 線	神奈川県 横浜市 鶴見区	29,290 人		○	○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	花月総持寺	駅 本 線	神奈川県 横浜市 鶴見区	6,612 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所		○	×	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	生麦	駅 本 線	神奈川県 横浜市 鶴見区	27,651 人			○	2	2	2 (2) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	京急新子安	駅 本 線	神奈川県 横浜市 神奈川区	7,436 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	子安	駅 本 線	神奈川県 横浜市 神奈川区	6,890 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	神奈川新町	駅 本 線	神奈川県 横浜市 神奈川区	16,872 人			○	2	2	基	基	2 基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	京急東神奈川	駅 本 線	神奈川県 横浜市 神奈川区	22,551 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	神奈川	駅 本 線	神奈川県 横浜市 神奈川区	4,270 人			○	2	2	基	基	3 基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	横浜	駅 本 線	神奈川県 横浜市 西区	293,173 人		○	○	2	2	4 (4) 基	6 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	戸部	駅 本 線	神奈川県 横浜市 西区	16,094 人			○	1	1	1 (1) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1		
京浜急行電鉄㈱	日ノ出町	駅 本 線	神奈川県 横浜市 中区	25,849 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	黄金町	駅 本 線	神奈川県 横浜市 南区	21,562 人		○	○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	
京浜急行電鉄㈱	南太田	駅 本 線	神奈川県 横浜市 南区	16,943 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	井土ヶ谷	駅 本 線	神奈川県 横浜市 南区	26,848 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	弘明寺	駅 本 線	神奈川県 横浜市 南区	26,632 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	上大岡	駅 本 線	神奈川県 横浜市 港南区	126,210 人			○	2	2	2 (2) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	屏風浦	駅 本 線	神奈川県 横浜市 磯子区	16,377 人			○	2	2	2 (2) 基	4 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	杉田	駅 本 線	神奈川県 横浜市 磯子区	30,888 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	京急富岡	駅 本 線	神奈川県 横浜市 金沢区	18,922 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	能見台	駅 本 線	神奈川県 横浜市 金沢区	29,421 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	金沢文庫	駅 本 線	神奈川県 横浜市 金沢区	59,257 人		○	○	2	2	4 (4) 基	5 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	金沢八景	駅 本線、逗子	神奈川県 横浜市 金沢区	57,282 人		○	○	2	2	3 (3) 基	8 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	追浜	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 追浜町	37,879 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	京急田浦	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 船越町	11,493 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	安針塚	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 長浦町	4,275 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	逸見	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 東逸見町	4,545 人			○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	汐入	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 汐入町	20,997 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○	
京浜急行電鉄㈱	横浜賀中央	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 若松町	59,039 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	県立大学	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 安浦町	10,876 人			○	1	1	1 (1) 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	1		
京浜急行電鉄㈱	堀ノ内	駅 本線、久里浜	神奈川県 横浜賀市 三春町	11,123 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	京急大津	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 大津町	4,428 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	馬堀海岸	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 馬堀町	8,193 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2		
京浜急行電鉄㈱	浦賀	駅 本 線	神奈川県 横浜賀市 浦賀町	16,629 人			○	1	1	2 (2) 基	基	基	箇所		○							

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 5 年度）

住 所 横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。